

東村山市有料自転車等駐輪場の指定管理者の指定

上記の議案を東村山市議会に提出する。

令和2年9月18日提出

提出者 東村山市長 渡部 尚

東村山市有料自転車等駐輪場の指定管理者の指定

東村山市有料自転車等駐輪場施設を管理する指定管理者を下記のとおり指定することに議決を得たい。

記

1 施設の名称及び所在地

	名称	所在地
1	久米川駅南口第1駐輪場	栄町2丁目29番地2～4、15、18、19
2	久米川駅南口第2駐輪場	栄町2丁目11番地13
3	久米川駅北口地下駐輪場	栄町1丁目3番地1、5、6、12、64、65、 4番地15～17、5番地31、34
4	久米川駅北口第1駐輪場	栄町1丁目6番地6

5	久米川駅年間登録制駐輪場	萩山町5丁目1番地60～64
6	東村山駅東口第1駐輪場	本町2丁目16番地13、16
7	東村山駅東口第2駐輪場	本町2丁目15番地2、42～44
8	東村山駅東口第3駐輪場	久米川町4丁目9番地84
9	東村山駅西口地下駐輪場	野口町1丁目41番地
10	東村山駅西口第1駐輪場	野口町1丁目3番地27
11	秋津駅第1駐輪場	秋津町5丁目8番地12
12	秋津駅第2駐輪場	秋津町5丁目7番地31、32
13	新秋津駅第1駐輪場	秋津町5丁目6番地12～15
14	新秋津駅第2駐輪場	秋津町5丁目24番地19
15	新秋津駅第3駐輪場	秋津町5丁目14番地9、14
16	新秋津駅第5駐輪場	秋津町5丁目17番地1～3
17	萩山駅北口駐輪場	萩山町2丁目3番地3
18	八坂駅駐輪場	栄町3丁目16番地35、26番地28

## 2 指定管理者の候補者

(名 称) サイカパーキング株式会社

(所 在 地) 東京都中央区日本橋小網町7-2

(代 表 者) 代表取締役 森井 清

3 指定の期間

令和3年4月1日から令和10年3月31日までの7年間

説明 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定を行うため、本案を提出するものである。